

議案第25号

三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条
例を次のとおり定める。

平成26年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を
改正する条例

三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年三田市
条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例第1条に規定する三田市障害程度区分認定審査会（以下この項において「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の三田市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例第1条に規定する三田市障害支援区分認定審査会の委員として任命された者とみなす。この場合において、その任命された者とみなされる者の任期は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表障害程度区分認定審査会の部中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。